

しいことを挙げ、挨拶がきちんとできるようになりたいと言つていました。牟岐町で育つたことに自信と誇りを持つてもらうためにも、田舎での日本人らしい教育や美しい景観の保全は、大変重要なことであると考えています。

高度経済成長期と比べ、開発行為が大幅に減少したため、貴重な昔ながらの美しい景観が破壊される恐れはほとんど無くなっていますが、逆に、空き家、廃屋による景観の悪化が進んでいます。森林や河川の適正管理はもちろん、市街地の保全も、美しい町の景観の創造の観点からも非常に重要なことですので、皆様方のご理解を得ながら、景観の保全に努めたいと考えています。

三月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が三月九日から十三日まで開かれました。

開会日には福井町長が条例改正案、補正予算案、新年度予算案などの提案説明を行いました。また、議員から意見書案一件の趣旨説明が行われました。

再開日には五名の議員が一般質問に立ち、地域防災計画の見直し、河川の土砂撤去、有害鳥獣対策、健康管理センター、県立海部病院の移転などについて論議されました。

そして、町長提出の条例案などの議案二十一件が可決され、議員提案の意見書案一件を可決しました。

条 例

◎牟岐町事務分掌条例の一 部を改正する条例

産業建設課を産業課、建

設課、水道課に分けるもの。

(原案可決)

◎牟岐町手数料条例の一部 を改正する条例

住民票、印鑑証明、戸籍

者の報酬を三十万円に改定し、スポーツ基本法の施行に伴い、「体育指導員」を「スポーツ推進員」と改めるもの。

(原案可決)

◎特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改 正する条例

監査委員の識見を有する

し、スポーツ基本法の施行に伴い、「体育指導員」を「スポーツ推進員」と改めるもの。

(原案可決)

◎特別職の職員の給与及び 旅費に関する条例の一部 を改正する条例

町長、副町長の給料月額

を二十三年度と同様に二十 四年度も町長七〇%、副町長五%のカットを行うもの。

(採決の結果、原案可決)

◎牟岐町税条例の一部を改 正する条例

個人町民税均等割額を平成二十六年度から十年間五百 円引き上げ、退職所得に係る所得割額の特例を廃止す るもの。

(原案可決)

道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲、個人町民税均等割額を平成二十六年度から十年間五百円引き上げ、退職所得に係る所得割額の特例を廃止するもの。

(原案可決)

(採決の結果、原案可決)

◎牟岐町上水道事業の設置 に関する条例の一部を改 正する条例

水道課の設置により条例を整理するもの。

(原案可決)

指定管理者

◎農水産物処理加工場の指 定管理者の指定

農水産物処理加工場の指

定管理者をかいふ農業協同組合の代表者に指定するもので、期間は平成二十七年三月三十一日までの三年間。

(原案可決)

◎地域の自主性及び自立性 を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律等の施 行に伴う関係条例の整備に に関する条例

地城主権改革一括法等の

施行により、関係条例を整備するもの。

(原案可決)

その他

◎訴えの提起

大型共同作業所の建物退去明け渡し等請求訴訟を提起することについて議会の議決を求めるもの。

(原案可決)